

利 用 上 の 注 意

本速報は、令和2年6月1日を調査日として実施した「2020年工業統計調査」について、産業中分類別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等を鳥取県が独自集計し公表するものです。

工業統計調査は、経済センサス - 活動調査の実施年度には調査を行わず、経済センサス - 活動調査において、工業の実態を調査しています。

したがって、経済センサス - 活動調査の実施年度は、経済センサス - 活動調査「製造業」集計により、工業統計調査と時系列比較をしています。

- ※ 産業細分類別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、品目別出荷額及び加工賃などの「確報」集計については、本年9月（予定）に公表します。
なお、「速報」と「確報」では、集計時点の違い等から数値が異なることがあります。

1 調査の目的

我が国の工業の実態を明らかにし、工業に関する国や地方公共団体の行政施策のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施

3 調査日

令和2年6月1日

4 調査対象

日本標準産業分類に掲げる「大分類E - 製造業」に属する事業所で、従業者4人以上の製造事業所

5 用語の解説

- (1) 事業所数は、令和2年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

- (2) 従業者数は、令和2年6月1日現在の数値である。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれるが、臨時雇用者は従業者に含めない。

(3) 製造品出荷額等は、令和元年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額の合計をいい、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

(4) 付加価値額は、従業者30人以上の事業所については令和元年1年間における付加価値額であり、従業者4人～29人の事業所については粗付加価値額である。

① 従業者30人以上の事業所

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} \\ &\quad + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

② 従業者4人～29人の事業所

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} \\ &\quad + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

(5) 現金給与総額は、令和元年1年間に支払われた「常用雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう）に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」及び「常用雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額など」の合計をいう。

(6) 原材料使用額等は、令和元年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額の合計をいい、消費税額を含んだ額である。

(7) 年末在庫額（従業者30人以上の事業所）は、令和元年末における事業所の所有に属する製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料を帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(8) 有形固定資産投資総額（従業者30人以上の事業所）は、令和元年1年間における金額（有形固定資産の取得額＋建設仮勘定の年間増減）である。

(9) その他、用語の解説については、次のホームページを参照すること。

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>

6 注記及び記号

(1) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

(2) 「対前年」の増減額・増減率、「構成比」などは、調査単位の「万円」により算出しているため、表中の百万円・億円単位による計算と一致しない場合がある。

(3) 皆無、該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないものは、「－」とした。

- (4) 四捨五入により数値が表示単位未満のものは、「0」または「0.0」で表した。
- (5) 数値が減少及びマイナスのものは、「△」で表した。
- (6) 集計対象となる事業所が1または2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合には、該当箇所を「X」として秘匿した。
- また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1または2の事業所の数値が、合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

7 産業中分類名について

本書では、産業中分類名を略称で表示したが、正式名称は次のとおりである。

産業中分類番号	略 称	正 式 名 称
09	食 料 品	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
11	織 維	繊維工業
12	木 材	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家 具	家具・装備品製造業
14	パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印 刷	印刷・同関連業
16	化 学	化学工業
17	石 油 ・ 石 炭	石油製品・石炭製品製造業
18	プ ラ ス チ ッ ク	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴ ム	ゴム製品製造業
20	皮 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
22	鉄 鋼	鉄鋼業
23	非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
24	金 属 製 品	金属製品製造業
25	は ん 用 機 械	はん用機械器具製造業
26	生 産 用 機 械	生産用機械器具製造業
27	業 務 用 機 械	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電 気 機 械	電気機械器具製造業
30	情 報 通 信 機 械	情報通信機械器具製造業
31	輸 送 用 機 械	輸送用機械器具製造業
32	そ の 他 の 製 品	その他の製造業